あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月25日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

使用料の額を改める必要がある。

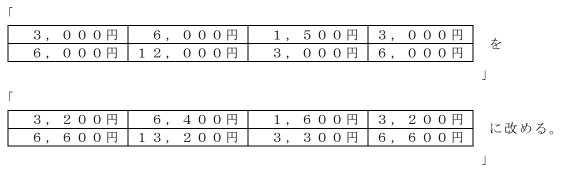
あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例(平成9年あきる野市条例第8号)の一 部を次のように改正する。

別表第5(備考第8項の表を除く。)使用料の欄を次のように改める。

別衣 第 3 ((佣与男8頃の衣	てを除く。)		くのように改める。	
			使用料		
	個人	団体貸切使用			
大人		子供		市内在住在勤者	左記以外の者
		(中学生以下)			
市内在住	左記以外の者	市内在住者	左記以外の者		
在勤者					
120円	180円	50円	7 0 円	2,400円	7,200円
120円	180円	50円	7 0 円	1,200円	3,600円
	_		_	480円	1,440円
120円	180円	50円	7 0 円	1,100円	3,300円
120円	180円				_
120円	180円	50円	7 0 円	1,100円	3,300円
120円	180円	50円	7 0 円	1,100円	3,300円
120円	180円	50円	7 0 円	1,100円	3,300円
250円	370円	100円	150円	21,600円	43,200円
120円	180円	50円	70円	2,400円	7,200円
120円	180円	50円	70円	2,200円	6,600円
180円	270円		_	_	_
	_		_	4 5 0 円	1,350円
	_		_	4 5 0 円	1,350円
	_		_	900円	2,700円
250円	3 7 0 円	100円	150円	21,600円	43,200円
100円	100円	50円	50円	_	_
150円	150円	7 0 円	70円	9,000円	27,000円
120円	180円		_	_	_
150円	150円		_	_	_
300円	300円		_	_	_
	_		_	5 5 0 円	1,650円
	_		_	1,300円	3,900円
	_		_	800円	2,400円
	_		_	800円	2,400円
_	_	_	_	1,300円	3,900円
	_		_	500円	1,500円

	_	_		無料	_
	_		_	900円	2,700円
				1,800円	5,400円
				1,300円	3,900円
	_		_	1,500円	4,300円
	_			800円	2,400円
無料				_	_
	_	_		1,300円	3,900円
	_	_		800円	2,400円
	_	_		2,600円	7,800円
	_	_		800円	2,400円
	_	_		5 5 0 円	1,650円
_	_	_	_	4 5 0 円	1,350円
	_		_	250円	750円
	_		_	250円	750円

別表第5備考第8項の表中



附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市体育施設の設置及び管理に 関する条例の規定により承認を受けている者の使用料及び利用料金については、なお従前 の例による。